

## 富津市個人情報保護条例の一部改正について

### 1. 改正の趣旨

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年法律第65号）及び「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律」（平成28年法律第51号）が平成29年5月30日に施行されました。

国では、法改正を踏まえ「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会」を開催し、個人情報保護条例の見直しの方向性を検討。当該検討結果を踏まえ、「個人情報保護条例の見直し等について」（平成29年5月19日付総行情第33号総務省大臣官房地域力創造審議官通知。以下「総務省通知」という。）において、地方公共団体に対し、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報の仕組みの導入等に関する個人情報保護条例の見直しなどについて、個人情報の適正な取扱いの確保のために必要な措置を求めています。

このことから、法改正等の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施するため、富津市個人情報保護条例を改正します。

### 2. 報告の趣旨

今回の改正は、個人情報の定義に関わる部分もありますので、その改正内容をあらかじめご報告させていただくものであり、諮問事項ではありませんが、ご質問、ご意見等があればお伺いするものです。

### 3. 法改正の概要

この度の法改正のうち、条例改正に関わる部分としては主に以下の3つがあります。

- ①個人情報の定義の明確化
- ②要配慮個人情報の取扱い
- ③非識別加工情報の仕組みの導入

このうち、③非識別加工情報の仕組みの導入に関しては、現在、国が中心となってその制度概要を検討しているものであることや、千葉県や他市町村も改正を見送っていること、当市において特に需要があるという状況でもないことから、当市においても今回の改正には含まず、引き続き国や他団体の動向を注視することとしております。

よって、今回の改正は①個人情報の定義の明確化及び②要配慮個人情報の取扱いについて行うものであります。

#### （1）個人情報の定義の明確化についての概要

個人情報保護法等において、個人情報該当性の判断を容易かつ客観的にするため、指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することが明確化されました。

- ・身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号で政令で定めるもの（DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋又は掌紋）
- ・特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもので政令で定めるもの（旅券番号、基礎年金番号、運転免許証の番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証の番号等）

これを受け、総務省通知においても、個人情報の定義を明確化することは、地方公共団体及び住民にもメリットがあると考えられるため、条例においても定義の改正が適当であり、個人識別符号の定義についても、保有者によって特定の個人を識別できるか否かの判断は異なることはないと考えられるため、個人情報保護法等と同じ定義にすることが適当とされました。

## （２）要配慮個人情報の取扱いについての概要

個人情報保護法等において、本人の「人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」が「要配慮個人情報」と定義されました。

- ・人種
- ・信条
- ・社会的身分
- ・病歴
- ・犯罪の経歴
- ・犯罪により害を被った事実
- ・その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの。身体上の障害・知的障害・精神障害(発達障害を含む。)があること、健康診断その他の検査結果、医師等による指導又は診療若しくは調剤が行われたこと、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続が行われたこと等

これを受け、総務省通知においても、地方公共団体が保有する個人情報に関しても、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報を明確にする必要性は変わらないため、条例においても、要配慮個人情報の定義を設けることが適当とされました。

## 4. 条例改正の概要

### （１）個人情報の定義の明確化について

現行の条例では、個人情報を以下のように定義しています。

#### 第2条

- （１）個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

このため、指紋や旅券番号が個人情報に該当するののかという判断がつきにくいという問題点があります。

この点に関して、定義を明確化することによって、より個人情報の範囲が明確になることは、行政、市民双方にとって有益であると考えられ、法改正の内容と同じ定義となるよう、改正を行います（資料5 ページ新旧対照表第2条第1号及び第2号を参照）。

## （2）要配慮個人情報の定義の導入について

要配慮個人情報の定義を導入することについては、市としても「要配慮個人情報」という定義を条例内に組み込むことで、「これらの情報については、個人情報の中でも特段の配慮を要する必要がある」という考え方を示すことは意義のあることだと考えます。また、定義の内容も、総務省から示された「取扱いに特に配慮を要することは、国と地方で保有する情報において異なることはない。」との考え方どおり、法の範囲と同一となるよう、改正を行います（資料5 ページ新旧対照表第2条第3号を参照）。

## （3）収集の制限に関する規定について

「（2）要配慮個人情報の定義の導入について」による改正に関連しますが、当市の現行の条例では、個人情報のうち、より慎重な取扱いを求めるものとして、ある一定の情報（以下「センシティブ情報」といいます。）について、収集の制限をかけております。

### 第8条

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- （1） 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- （2） 審査会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると認めて収集するとき。

#### 【逐条解説】

4 「社会的差別の原因となる個人情報」とは、一般に知られることにより、社会的にいわれのない差別を受けるおそれのある情報をいい、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）第2条第1項に規定する対象地域の関係者であるという事実や、人種、民族などに関する情報及び犯罪、受刑に関するもの等がこれに該当する。

現在の収集制限のかかる個人情報の範囲は、「思想」「信条」「宗教」「社会的差別の原因となるもの」に限られており、「社会的差別の原因となるもの」とは、逐条解説において、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）第2条第1項に規定する対象地域の関係者であるという事実（いわゆる同和地域の問題）や、人種、民族などに関する情報及び犯罪、受刑に関するもの等とされております。

これを先の「要配慮個人情報」に置き換えた場合、今まで収集制限の範囲外であった、「病歴」や「健康診断等の結果」についても収集制限がかかることとなり、法令等の定めによるか、審査会の意見を聴取しなければ収集することができなくなります。

市といたしましては、要配慮個人情報を定義する意義はあると判断するものの、そもそも制限がかかっていないものに制限をかける意義はないものと考え、要配慮個人情報のうち、収集の制限をかける情報は現行のセンシティブ情報の範囲と変わらないよう、範囲を限定した上で置き換える改正を検討しております。（資料7ページ新旧対照表新旧対照表第8条第2項を参照）。

この点、総務省通知においても、収集制限を行う情報の範囲は、「各地方公共団体において地域の特性に応じて適切に判断されるべき」とされ、決まった方向性は示されておられません。

なお、「要配慮個人情報」を定義することによる具体的な影響についてですが、個人情報を取り扱う事務ごとに作成している「個人情報取扱事務届出簿」において、新たに「要配慮個人情報」の項目を設け、事務ごとにその扱いを明らかにさせる予定であります。

#### （４）その他の改正について

上記の改正に伴う文言の整理を行うものです。

#### 4. 条例改正のスケジュール

今後の予定としては、平成31年2月下旬に富津市議会定例会に条例案を上程する予定としております。また、条例に併せて別添資料のとおり富津市個人情報保護条例施行規則も改正予定です。

#### 5. 施行の日

条例及び規則の施行日は、ともに平成31年4月1日を予定しております。

富津市個人情報保護条例（平成16年富津市条例第10号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>個人情報</u> 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p> <p>(2) <u>特定個人情報</u> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) <u>情報提供等記録</u> 番号利用法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。）に</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>個人情報</u> 次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア <u>個人に関する情報</u>（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p> <p>イ <u>個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>(2) <u>個人識別符号</u> 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(3) <u>要配慮個人情報</u> 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>(4) <u>特定個人情報</u> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(5) <u>情報提供等記録</u> 番号利用法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。）に</p>

規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(4) 実施機関 市長（水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び富津市土地開発公社（以下「公社」という。）をいう。

(5) 実施機関の職員 次に掲げる者をいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員

イ 公社の役員及び職員

(6) 行政文書 富津市情報公開条例（平成16年富津市条例第9号）第2条第3号に規定する行政文書をいう。

(7) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、次に掲げる処理を除く。

ア 専ら文章を作成するための処理

イ 専ら文書、図面又は写真の内容を記録するための処理

ウ 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理

エ 専ら文書、図面又は写真の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理

(8) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び公社を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。

（個人情報取扱事務の届出）

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述 又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る状態で個人情報が記録される行政文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）について、

規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(6) 実施機関 市長（水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び富津市土地開発公社（以下「公社」という。）をいう。

(7) 実施機関の職員 次に掲げる者をいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員

イ 公社の役員及び職員

(8) 行政文書 富津市情報公開条例（平成16年富津市条例第9号）第2条第3号に規定する行政文書をいう。

(9) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、次に掲げる処理を除く。

ア 専ら文章を作成するための処理

イ 専ら文書、図面又は写真の内容を記録するための処理

ウ 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理

エ 専ら文書、図面又は写真の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理

(10) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び公社を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。

（個人情報取扱事務の届出）

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号 \_\_\_\_\_により個人を検索し得る状態で個人情報が記録される行政文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）について、

あらかじめ市長に対し、次に掲げる事項を届け出るものとする。届け出た事項を変更しようとするときは、変更する事項についても同様とする。ただし、緊急やむを得ないときは、個人情報取扱事務を開始した日又は届け出た事項を変更した日以後速やかに届け出るものとする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集先
- (7) 個人情報の電子計算機処理の有無
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに市長に届け出るものとする。

3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を富津市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

5 前各項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報取扱事務又は専ら試験的な電子計算機処理に係る個人情報取扱事務については適用しない。

（収集の制限）

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明らかにし、当該目的の達成のために必要な限度の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

あらかじめ市長に対し、次に掲げる事項を届け出るものとする。届け出た事項を変更しようとするときは、変更する事項についても同様とする。ただし、緊急やむを得ないときは、個人情報取扱事務を開始した日又は届け出た事項を変更した日以後速やかに届け出るものとする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集先
- (7) 個人情報の電子計算機処理の有無
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに市長に届け出るものとする。

3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を富津市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

5 前各項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報取扱事務又は専ら試験的な電子計算機処理に係る個人情報取扱事務については適用しない。

（収集の制限）

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明らかにし、当該目的の達成のために必要な限度の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、要配慮個人情報（本人の人種、信条、社会的身分、犯罪の経歴その他規則で定める記述等が含まれる個人情報に限る。）を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- |  |  |
|--|--|
| <p>(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。</p> <p>(2) 審査会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると認めて収集するとき。</p> <p>3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人（個人情報によって識別される特定の個人をいう。以下同じ。）から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 本人の同意があるとき。</p> <p>(2) 法令等に定めがあるとき。</p> <p>(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない必要があると認めるとき。</p> <p>(4) 出版、報道等により公にされているとき。</p> <p>(5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。</p> <p>(6) 争訟、選考、指導、相談等の事務で、本人から収集したのでは、当該事務の目的を達成し得ないと認めるとき、又は当該事務の適正な執行に支障を生ずると認めるとき。</p> <p>(7) 国、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下「国等」という。）から収集する場合について、事務の適正な執行のため相当な理由があると認めるとき。</p> <p>(8) 他の実施機関から次条第2項本文の規定による提供を受けて収集するとき。</p> <p>(9) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、本人以外のものから収集することに相当な理由があると認めて収集するとき。</p> <p>4 法令等に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、第3項第1号の規定により収集されたものとみなす。</p> <p>5 法令等に基づき、本人又は代理人による申請、届出その他これらに類する行為によって個人情報が収集されたときは、第1項の規定</p> | <p>(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。</p> <p>(2) 審査会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると認めて収集するとき。</p> <p>3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人（個人情報によって識別される特定の個人をいう。以下同じ。）から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 本人の同意があるとき。</p> <p>(2) 法令等に定めがあるとき。</p> <p>(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない必要があると認めるとき。</p> <p>(4) 出版、報道等により公にされているとき。</p> <p>(5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。</p> <p>(6) 争訟、選考、指導、相談等の事務で、本人から収集したのでは、当該事務の目的を達成し得ないと認めるとき、又は当該事務の適正な執行に支障を生ずると認めるとき。</p> <p>(7) 国、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下「国等」という。）から収集する場合について、事務の適正な執行のため相当な理由があると認めるとき。</p> <p>(8) 他の実施機関から次条第2項本文の規定による提供を受けて収集するとき。</p> <p>(9) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、本人以外のものから収集することに相当な理由があると認めて収集するとき。</p> <p>4 法令等に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、第3項第1号の規定により収集されたものとみなす。</p> <p>5 法令等に基づき、本人又は代理人による申請、届出その他これらに類する行為によって個人情報が収集されたときは、第1項の規定</p> |
|--|--|

により収集されたものとみなす。

6 実施機関は、利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(個人情報の開示義務)

第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の定めるところにより、明らかに開示することができないと認められる情報
- (2) 開示請求者(第15条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第24条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
  - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
  - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役

により収集されたものとみなす。

6 実施機関は、利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(個人情報の開示義務)

第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の定めるところにより、明らかに開示することができないと認められる情報
- (2) 開示請求者(第15条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第24条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
  - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
  - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役

員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名(ただし、公にすることにより、当該個人の権利利益が不当に害されるおそれがあると認められる場合を除く。)及び当該職務遂行の内容に係る部分

(4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 市の機関、公社、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 市の機関、公社、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業

員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名(ただし、公にすることにより、当該個人の権利利益が不当に害されるおそれがあると認められる場合を除く。)及び当該職務遂行の内容に係る部分

(4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 市の機関、公社、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 市の機関、公社、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業

の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、公社、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、公社、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等\_\_\_\_\_の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(開示の実施)

第25条 個人情報の開示は、第21条第1項の書面により指定する日時

の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、公社、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、公社、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等又は個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(開示の実施)

第25条 個人情報の開示は、第21条第1項の書面により指定する日時

及び場所において行う。

2 個人情報の開示は、当該個人情報が、文書、図面、写真又はフィルムに記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該個人情報が記録されている文書、図面、写真又はフィルムの保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

3 実施機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

4 個人情報の開示を受ける者は、開示を受ける際に、実施機関が定めるところにより当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを示すものを提示し、又は提出しなければならない。

及び場所において行う。

2 個人情報の開示は、当該個人情報が、文書、図面、写真又はフィルムに記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該個人情報が記録されている文書、図面、写真又はフィルムの保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

3 実施機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

4 個人情報の開示を受ける者は、開示を受ける際に、実施機関が定めるところにより当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを示すものを提示し、又は提出しなければならない。

富津市個人情報保護条例施行規則（平成16年富津市規則第3号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、富津市個人情報保護条例（平成16年富津市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、富津市個人情報保護条例（平成16年富津市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(要配慮個人情報)</u></p> <p>第1条の2 条例第2条第3号の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害</p> <p>イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）</p> <p>エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの</p> <p>(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果</p> <p>(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。</p> <p>(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、</p>

<p>(個人情報取扱事務の届出)</p> <p>第3条 条例第7条第1項の規定による届出は、個人情報取扱事務開始(変更)届出書(別記第1号様式)により行うものとする。</p> <p>2 条例第7条第1項第8号に規定する市長が規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 個人情報の利用等の範囲</p> <p>(2) 個人情報の収集及び利用等の根拠法令等</p> <p>(3) 電子計算機の結合の有無</p> <p>(4) 委託処理の有無</p> <p>(5) 個人情報の保管状況</p> <p>3 条例第7条第2項の規定による届出は、個人情報取扱事務廃止届出書(別記第2号様式)により行うものとする。</p> <p>別記 第1号様式(第3条第1項)</p>	<p>公訴の提訴その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。</p> <p>(5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。</p> <p>第1条の3 条例第8条第2項の規則で定める記述等は、前条第4号又は第5号に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等とする。</p> <p>(個人情報取扱事務の届出)</p> <p>第3条 条例第7条第1項の規定による届出は、個人情報取扱事務開始(変更)届出書(別記第1号様式)により行うものとする。</p> <p>2 条例第7条第1項第8号に規定する市長が規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 個人情報の利用等の範囲</p> <p>(2) 個人情報の収集及び利用等の根拠法令等</p> <p>(3) 電子計算機の処理の有無</p> <p>(4) 電子計算機の結合の有無</p> <p>(5) 委託処理の有無</p> <p>(6) 個人情報の保管状況</p> <p>3 条例第7条第2項の規定による届出は、個人情報取扱事務廃止届出書(別記第2号様式)により行うものとする。</p> <p>別記 第1号様式(第3条第1項)</p>
--	--

## ○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律【抜粋】

(定義)

### 第二条

3 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

- 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
- 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

## ○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令【抜粋】

(個人識別符号)

第三条 法第二条第三項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして総務省令で定める基準に適合するもの
  - イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
  - ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
  - ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
  - ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
  - ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
  - ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
  - ト 指紋又は掌紋
- 二 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第六条第一項第一号の旅券の番号
- 三 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号
- 四 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号
- 五 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コード
- 六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号
- 七 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号

- イ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第九条第二項の被保険者証
- ロ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十四条第三項の被保険者証
- ハ 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十二条第三項の被保険者証
- 八 その他前各号に準ずるものとして総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号

## ○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則

（身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号に関する基準）

第二条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）

第三条第一号の総務省令で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。

（証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された文字、番号、記号その他の符号）

第三条 令第三条第七号の総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 令第三条第七号イに掲げる証明書 同号イに掲げる証明書の記号、番号及び保険者番号
- 二 令第三条第七号ロ及びハに掲げる証明書 同号ロ及びハに掲げる証明書の番号及び保険者番号

（旅券の番号等に準ずる文字、番号、記号その他の符号）

第四条 令第三条第八号の総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- 一 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第四十七条第一項及び第二項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- 二 健康保険法施行規則第五十二条第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- 三 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第三十五条第一項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- 四 船員保険法施行規則第四十一条第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- 五 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号
- 六 出入国管理及び難民認定法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号
- 七 私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）第一条の七の加入者証の加入者番号
- 八 私立学校教職員共済法施行規則第三条第一項の加入者被扶養者証の加入者番号
- 九 私立学校教職員共済法施行規則第三条の二第一項の高齢受給者証の加入者番号

- 十 国民健康保険法施行規則（昭和三十二年厚生省令第五十三号）第七条の四第一項に規定する高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- 十一 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第五十四号）第八十九条の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- 十二 国家公務員共済組合法施行規則第九十五条第一項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- 十三 国家公務員共済組合法施行規則第九十五条の二第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- 十四 国家公務員共済組合法施行規則第二百二十七条の二第一項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- 十五 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）第九十三条第二項の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- 十六 地方公務員等共済組合法施行規程第百条第一項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- 十七 地方公務員等共済組合法施行規程第百条の二第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- 十八 地方公務員等共済組合法施行規程第一百七十六条第二項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- 十九 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- 二十 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第八条第一項第三号の特別永住者証明書の番号

(別紙)

個人情報取扱事務届出簿

個人情報取扱事務を 所掌する組織の名称				事務登録年月日		
取扱事務 個人情報	名称					
	目的					
	対象者の範囲					
個人情報 の記録項目	基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 個人番号 (根拠法令等) <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 続柄	社会活動等	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 免許・資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好	経済状況等	<input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助等
	家庭状況等	<input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族の状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 住居の状況	心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 身体の特徴 <input type="checkbox"/> 性格・性質 <input type="checkbox"/> 傷病・障害	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪被害 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 健康診断結果 <input type="checkbox"/> 保健指導
	その他	<input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 相談内容 <input type="checkbox"/> 顔写真 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
	個人情報 の収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 実施機関内 ( ) <input type="checkbox"/> 他の実施機関 ( ) <input type="checkbox"/> 他の官公庁 ( ) <input type="checkbox"/> 民間・私人 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )				
利用等 の範囲	経常的な 目的外利用 及び提供先	<input type="checkbox"/> 有 (根拠：条例第 条第 項第 号該当) <input type="checkbox"/> 無 (根拠法令等： )				
	経常的な 外部提供及 び提供先	<input type="checkbox"/> 有 (根拠：条例第 条第 項第 号該当) <input type="checkbox"/> 無 (根拠法令等： ) <input type="checkbox"/> 実施機関内 ( ) <input type="checkbox"/> 他の実施機関 ( ) <input type="checkbox"/> 他の官公庁 ( ) <input type="checkbox"/> 民間・私人 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )				
処理 形態	電子計算機 の処理	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	電子計算機 の結合	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	委託処理	<input type="checkbox"/> 有 (委託の内容 ) <input type="checkbox"/> 無				
保管 状況	記録媒体	<input type="checkbox"/> 一般文書 <input type="checkbox"/> 磁気テープ等 <input type="checkbox"/> その他				
	保存期間	年				
備考						

注 ■は当該事項に該当することを、□は当該事項に該当しないことを表す。

平成29年度 情報公開制度運用状況(平成30年3月31日現在)

## ○情報公開制度

## 1 行政文書開示請求

実施機関	請求件数 (件)	決定区分(件)					取下げ
		開示		不開示			
		開示	部分開示	不開示	存否応答 拒否	不存在等	
市長	16	8	7	0	0	0	1
議会	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
消防長	4	4	0	0	0	0	0
富津市土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0
合 計	20	12	7	0	0	0	1
			19			0	

## 2 会議の公開

会議総数	180件
公開した会議	62件
非公開の会議	118件
傍聴人のあった会議	17件
傍聴人の延べ人数	70人

## 3 不服申立ての状況

不服申立てについてはありません。

行政文書開示請求処理簿（平成29年度）

整理番号	受付日	対象行政文書の件名又は内容	所管課	請求書等 送付日	決定期限	決定期限 の延長	決定日	決定期限の特例	決定日	決定内容	備考
1	29年4月13日	3町が合併して富津市になってから「高宕山自然動物園」において行ったサルの餌付けと殺処分についての書類。 ・高宕山自然動物園指定管理者業務仕様書 ・平成28年度高宕山自然動物園交雑対策業務委託報告書 ・平成28年度高宕山自然動物園交雑対策業務委託報告書に附属するCD-ROM	建設経済部 商工観光課 観光係	29年4月13日	29年4月28日	29年6月12日	29年6月12日		29年6月12日	部分開示	6月19日 写しの交付
2	29年6月7日	(有) カーフィックスヒラノへ許可した直近から20件分の臨時運行許可証	市民部 市民課 市民係	29年6月7日	29年6月22日	29年6月12日	29年6月12日		29年6月12日	開示	6月12日 写しの交付
3	29年6月14日	水道部28年度、29年度の工事の金入り設計書	水道部 工務課 工務係	29年6月14日	29年6月29日	29年6月28日	29年6月28日		29年6月28日	開示	7月14日 写しの交付
4	29年7月21日	富津市指令第845号に関する ①特定事業区域隣接土地所有者承諾書 ②特定区域隣接住民承諾書 ③世帯数調査書 ④特定事業（変更）事前計画書 ⑤特定事業説明実施状況報告書 ⑥特定事業（変更）事前協議済書 ⑦特定事業許可申請書	市民部 環境保全課 環境保全係	29年7月21日	29年7月7日	29年8月4日	29年8月4日		29年8月4日	部分開示	8月4日 写しの交付

行政文書開示請求処理簿（平成29年度）

整理番号	受付日	対象行政文書の件名又は内容	所管課	請求書等送付日	決定期限	決定期限の延長	決定日	決定の特例の	決定日	決定内容	備考
5	29年7月25日	口径別100位リスト	水道部 業務課 営業係	29年7月25日	29年8月9日		29年8月7日			部分開示	
6	29年7月31日	富津市の平成29年1月1日現在の課税業務等のための地番・筆界等の現況図データ	市民部 税務課 資産税係	29年7月31日	29年8月15日		29年8月10日			部分開示	8月21日 写しの交付
7	29年8月8日	M-NEXTから出力した防火対象物の消防用設備点検報告状況一覧表	消防本部 総務予防課 予防係	29年8月8日	29年8月23日		29年8月21日			開示	8月21日 写しの交付
8	29年8月25日	大平興産(株)と締結している公害防止協定	市民部 環境保全課 環境保全係	29年8月25日	29年8月11日		29年8月31日			部分開示	8月31日 写しの交付

行政文書開示請求処理簿（平成29年度）

整理番号	受付日	対象行政文書の件名又は内容	所管課	請求書等 送付日	決定期限	決定期限 の延長	決定日	決定期限 の特例の	決定日	決定内容	備考
9	29年10月16日	生産緑地地区の指定状況の一覧リスト 生産緑地地区の位置を特定するための位置確認図 (都市計画決定図書の添付図面 1/2,500)	建設経済部 都市政策課 都市政策係	29年10月16日	29年10月31日	29年10月30日	29年10月30日		29年10月30日	開示	11月9日 写しの交付
10	29年11月2日	消防救急デジタル無線装置購入（平成24年度実施） 1 指名競争入札の通知及び入札約款等について 入札の公告 2 入札結果報告及び契約の締結について 開札調書、契約書	消防本部 総務予防課 総務係	29年11月2日	29年11月17日	29年11月13日	29年11月13日		29年11月13日	開示（一部不存在）	12月5日 写しの交付
11	29年11月8日	危険物施設事業所台帳（非該当施設及び個人事業所を除く。）	消防本部 総務予防課 予防係	29年11月8日	29年11月24日	29年11月15日	29年11月15日		29年11月15日	開示	11月24日 写しの交付
12	29年11月8日	平成27年度及び平成28年度にロッキ工業株式会社から提出された環境調査報告書 (臭気濃度測定結果・ばいじん測定結果)	市民部 環境保全課 環境保全係	29年11月8日	29年11月24日	29年11月10日	29年11月10日		29年11月10日	部分開示	11月10日 写しの交付

行政文書開示請求処理簿（平成29年度）

整理番号	受付日	対象行政文書の件名又は内容	所管課	請求書等 送付日	決定期限	決定期限 の延長	決定日	決定期限 の特例の 決定日	決定日	決定内容	備考
13	29年12月11日	道路賠償責任保険についての下記文書 ・平成29年度道路賠償責任保険契約時の仕様書 ・平成29年度契約時の入札および見積もり合わせ等の結果 ・平成27、28、29年度契約の保険証券 ・平成26、27、28年度契約の事故件数および支払い保険金額	建設経済部 建設課 管理用地係	29年12月11日	29年12月26日	年 年 月 月 日 日	年 年 月 月 日 日	年 年 月 月 日 日	年 年 月 月 日 日		12月22日取下げ
14	30年1月9日	①（仮称）木更津市火葬場整備運営事業基本構想 ②4市担当部課長会議における補足事項について ③富津聖苑火葬炉設備整備概算表、富津聖苑大規模修繕工事設計書 ④平成元年～平成17年の決算書及び決算に係る主要施策の成果説明書 ⑤本郷区と取り交わした覚書	市民部 環境保全課 環境衛生係	30年1月9日	30年1月24日	年 年 月 月 日 日	年 年 月 月 日 日	年 年 月 月 日 日	年 年 月 月 日 日	開示	1月24日 写しの交付
15	30年2月26日	平成30年1月22日に本郷区と取り交わした覚書とその関連書類	市民部 環境保全課 環境衛生係	30年2月26日	30年3月13日	年 年 月 月 日 日	年 年 月 月 日 日	年 年 月 月 日 日	年 年 月 月 日 日	開示	3月13日 写しの交付
16	30年2月28日	平成29年度バスストップ駐車場整備工事に関わる金入設計書	建設経済部 建設課 建設係	30年2月28日	30年3月15日	年 年 月 月 日 日	年 年 月 月 日 日	年 年 月 月 日 日	年 年 月 月 日 日	開示	3月13日 写しの交付

行政文書開示請求処理簿（平成29年度）

整理番号	受付日	対象行政文書の件名又は内容	所管課	請求書等 送付日	決定期限	決定期限 の延長	決定日	決定期限の特例	決定日	決定内容	備考
17	30年3月2日	危険物施設事業所台帳（地下タンクを有する施設）	消防本部 総務予防課 予防係	30年3月2日	30年3月19日	30年3月	30年3月12日	30年3月	30年3月	開示	3月16日 写しの交付
18	30年3月13日	現在償還中の地方債に関する ①年度別償還表 ②起債一覧表	総務部 財政課 財政係	30年3月13日	30年3月28日	30年3月	30年3月13日	30年3月	30年3月	開示	3月13日 写しの交付
19	30年3月20日	①平成27年度の入札開札結果 ②富津聖苑に係る業務委託契約書一式	市民部 環境保全課 環境衛生係	30年3月20日	30年4月4日	30年4月	30年3月30日	30年4月	30年4月	部分開示	3月30日 写しの交付
20	30年3月29日	富津市における太陽光発電を目的とした農業振興地域からの除外申出の方針に関する文書	建設経済部 農林水産課 農林振興係	30年3月29日	30年4月13日	30年4月	30年4月12日	30年4月	30年4月	開示	4月12日 写しの交付

平成29年度 個人情報保護制度運用状況(平成30年3月31日現在)

○個人情報保護制度

1 個人情報開示請求

実施機関	請求件数 (件)	決定区分(件)					取下げ
		開示		不開示			
		開示	部分開示	不開示	存否応答 拒否	不存在等	
市長	8	5	1	0	0	2	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
消防長	1	0	1	0	0	0	0
富津市土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0
合 計	9	5	2	0	0	2	0
			7			2	

2 個人情報取扱事務届出簿

実施機関	年度当初 届出件数 (件)	新規(件)	変更(件)	廃止(件)	年度末 届出件数 (件)
市長	303	5	24	7	301
議会	4				4
教育委員会	54		10		54
選挙管理委員会	8				8
監査委員	2				2
農業委員会	8				8
固定資産評価審査委員会	1		1		1
消防長	21				21
富津市土地開発公社	2				2
合 計	403	5	35	7	401

3 不服申立ての状況

不服申立てについてはありません。

個人情報開示請求処理簿（平成29年度）

整理番号	受付日	請求等の区分	請求者等の区分	対象行政文書の件名又は内容	所管課	送付請求日	決定期限	決定期限の延長	決定日	決定内容	備考
1	29年6月13日	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 利用停止	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 （ <input type="checkbox"/> 遺族等） <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 15歳未満 <input type="checkbox"/> 15歳以上 <input type="checkbox"/> 成年 <input type="checkbox"/> 任意代理人	平成19年度から平成21年度の自身の印鑑証明の発行履歴画面の写し	市民部 市民課 市民係	29年6月13日	29年6月28日	年 月 日	29年6月19日	開示	6月19日 写しの交付
2	29年6月23日	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 利用停止	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 （ <input checked="" type="checkbox"/> 遺族等） <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 15歳未満 <input type="checkbox"/> 15歳以上 <input type="checkbox"/> 成年 <input type="checkbox"/> 任意代理人	境界同意書 【●●●●の所有していた土地に関するもの】	建設経済部 建設課 管理用地係	29年6月23日	29年7月10日	年 月 日	29年6月30日	開示	6月30日 写しの交付
3	29年9月4日	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 利用停止	<input type="checkbox"/> 本人 （ <input type="checkbox"/> 遺族等） <input checked="" type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 15歳未満 <input type="checkbox"/> 15歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 成年 <input type="checkbox"/> 任意代理人	●●●●に係る後見開始申立書及びその添付書類	健康福祉部 介護福祉課 高齢者支援係	29年9月4日	29年9月19日	年 月 日	29年9月8日	開示	9月8日 写しの交付
4	29年10月12日	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 利用停止	<input type="checkbox"/> 本人 （ <input type="checkbox"/> 遺族等） <input checked="" type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 15歳未満 <input type="checkbox"/> 15歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 成年 <input type="checkbox"/> 任意代理人	●●●●に係る後見開始申立書及びその添付書類（戸籍に関する資料を除く）	健康福祉部 介護福祉課 高齢者支援係	29年10月12日	29年10月27日	年 月 日	29年10月26日	開示	10月26日 写しの交付

個人情報開示請求処理簿（平成29年度）

整理番号	受付日	請求等の区分	請求者等の区分	対象行政文書の件名又は内容	所管課	送付請求日書	決定期限	決定期限の延長	決定日	決定内容	備考
5	29年10月16日	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 利用停止	<input type="checkbox"/> 本人（ <input type="checkbox"/> 遺族等） <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 15歳未満 <input type="checkbox"/> 15歳以上 <input type="checkbox"/> 成年 <input checked="" type="checkbox"/> 任意代理人	●●●●に係る救急活動記録表	消防本署	29年10月16日	29年10月31日	年 月 日	29年10月25日	部分開示	11月2日 写しの交付
6	29年10月23日	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 利用停止	<input checked="" type="checkbox"/> 本人（ <input checked="" type="checkbox"/> 遺族等） <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 15歳未満 <input type="checkbox"/> 15歳以上 <input type="checkbox"/> 成年 <input type="checkbox"/> 任意代理人	●●●●に係る介護認定を受けていた全ての期間の認定情報、認定調査票、主治医意見書（医師氏名、医療機関情報を抜いた情報）	健康福祉部 介護福祉課 介護福祉係	29年10月23日	29年11月7日	年 月 日	29年10月30日	開示	10月30日 写しの交付
7	29年11月22日	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 利用停止	<input checked="" type="checkbox"/> 本人（ <input type="checkbox"/> 遺族等） <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 15歳未満 <input type="checkbox"/> 15歳以上 <input type="checkbox"/> 成年 <input type="checkbox"/> 任意代理人	平成28年7月5日以降から現在までの自身の戸籍・住民票の交付申請書（第3者からの申請）	市民部 市民課 市民係	29年11月22日	29年12月7日	年 月 日	29年12月4日	不存在	
8	30年1月12日	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 利用停止	<input type="checkbox"/> 本人（ <input type="checkbox"/> 遺族等） <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 15歳未満 <input type="checkbox"/> 15歳以上 <input type="checkbox"/> 成年 <input checked="" type="checkbox"/> 任意代理人	●●●●に関する身体障害者診断書（4級に該当）、身体障害者診断書・意見書（肢体不自由用）（1級に該当）	健康福祉部 社会福祉課 障害者福祉係	30年1月12日	30年1月29日	年 月 日	30年1月17日	部分開示（一部不存在）	1月17日 写しの交付

個人情報開示請求処理簿（平成29年度）

整理番号	受付日	請求等の区分	請求者等の区分	対象行政文書の件名又は内容	所管課	送付請求日	決定期限	決定期限の延長	決定日	決定内容	備考
9	30年3月29日	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 利用停止	<input type="checkbox"/> 本人（ <input type="checkbox"/> 遺族等） <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 15歳未満 <input type="checkbox"/> 15歳以上 <input type="checkbox"/> 成年 <input checked="" type="checkbox"/> 任意代理人	●●●●に係る平成30年2月26日から平成30年3月12日に新たに印鑑登録するまでの間に発行された印鑑証明書の発行履歴	市民部 市民課 市民係	30年3月29日	30年4月13日	年 月 日	30年4月4日	不存在	

2 本人の同意を得て、指定居宅介護支援事業者等に対し要介護認定等の個人情報を提供した件数・・・ 2,118件

実施機関別の個人情報取扱事務の届出状況(平成30年3月31日現在)

実施機関	年度当初の総 件数	新規	変更	廃止	総件数
合計	403	5	35	7	401
市長	303	5	24	7	301
総務部	57	2	5	1	58
総務課	11		4		11
企画課	15		1		15
秘書広報課	9	2			11
財政課	7				7
経営改革推進課	1			1	0
防災安全課	14				14
市民部	60	0	4	1	59
市民課	24				24
税務課	12		4	1	11
天羽行政センター	1				1
環境保全課	23				23
健康福祉部	103	3	14	5	101
社会福祉課	30		7	1	29
子育て支援課	14	2	6	1	15
介護福祉課	17			3	14
健康づくり課	18	1	1		19
国民健康保険課	24				24
建設経済部	68	0	1	0	68
都市政策課	25				25
建設課	8				8
農林水産課	30		1		30
商工観光課	5				5
会計課	1				1
水道部	14	0	0	0	14
業務課	10				10
工務課	4				4
議会(議会事務局)	4				4
農業委員会(農業委員会事務局)	8				8
選挙管理委員会(選挙管理委員会事務局)	8				8
監査委員(監査委員事務局)	2				2
消防長(消防本部)	21	0	0	0	21
総務予防課	10				10
消防署	11				11
教育委員会(教育部)	54	0	10	0	54
教育総務課	5				5
学校教育課	20		1		20
生涯学習課	22		9		22
公民館	7				7
富津市土地開発公社(財政課)	2				2
固定資産評価審査委員会(総務課)	1		1		1
合計	403	5	35	7	401

個人情報取扱事務届出簿目録

全実施機関の合計 401

No.	実施機関	部名	課名	No.	個人情報取扱届出事務	登録年月日
1	市長	総務部	総務課	1	行政界確認事務	H16.4.1
2				2	国勢調査に関する事務	H19.4.1
3				3	各種統計に関する事務	H19.4.1
4				4	個人情報開示請求に係る事務	H16.4.1
5				5	富津市情報公開・個人情報保護審査会に関する事務	H16.4.1
6				6	行政文書開示請求に係る事務	H16.4.1
7				7	審議会等傍聴受付簿に係る事務	H16.4.1
8				8	職員採用に係る事務	H16.4.1
9				9	臨時職員等登録事務	H27.1.15
10				10	富津市行政不服審査会の運営に関する事務	H28.4.1
11				11	法定調書作成に係る事務	H29.1.1
12			企画課	1	富津市東京湾口道路等建設促進協議会関係事務	H16.4.1
13				2	富津市総合計画策定事務	H16.6.1
14				3	富津市国際交流協会事業	H18.4.1
15				4	富津市出前講座	H17.4.1
16				5	男女共同参画地域セミナーに係る事務	H19.4.2
17				6	県男女共同参画地域推進員に係る事務	H19.4.2
18				7	男女共同参画に係る意見・苦情の申出事務	H12.4.1
19				8	女性人材リスト	H21.12.1
20				9	パブリックコメントの実施に係る事務	H19.4.2
21				10	市の土地利用に係る事務	H19.8.1
22				11	富津市のまち・ひと・しごと創生総合戦略策定及び富津市人口ビジョンの策定事務	H27.4.1
23				12	ふるさととつつ広援寄附金に係る事務	H27.4.1
24				13	定住奨励金関係事務	H29.3.16
25				14	地域公共交通関係事務	H29.3.16
26				15	キャラクター等の利用に関する事務	H29.3.16
27			秘書広報課	1	市長交際事務	H16.4.1
28				2	叙勲・褒章表彰事務	H16.4.1
29				3	文化の日表彰事務	H16.4.1
30				4	市表彰事務	H16.4.1
31				5	災害見舞金及び災害弔慰金支給事務	H16.4.1
32				6	陳情・要望	H16.4.1
33				7	広報紙のポスティング(ポスト投函方式)事業に係る事務	H16.4.1
34				8	広報資料の収集に関すること	H19.8.1
35				9	富津市情報課Facebookの運用に関する事務	H26.3.3
36				10	市民の声	H29.4.1
37				11	ふれあい座談会	H29.7.1
38			財政課	1	土地賃貸借事務	H16.4.1
39				2	境界査定事務	H16.4.1
40				3	土地売買事務	H16.4.1
41				4	行政財産使用許可事務	H16.4.1
42				5	寄附に関する事務	H16.4.1
43				6	交通事故処理事務	H16.4.1
44				7	公共借地の見直し事務	H16.4.1
45			防災安全課	1	災害被害状況に関する事務	H16.4.1
46				2	戸別受信機設置事務	H16.4.1
47				3	防災行政無線設置管理事務	H16.4.1
48				4	富津市国民保護協議会事務	H18.4.1
49				5	防災会議に関する事務	H16.4.1
50				6	災害時職員動員配備	H23.4.20
51				7	り災に関する事務	H16.4.1
52				8	東日本大震災による避難者の支援に関する事務	H23.4.7
53				9	避難行動要支援者名簿作成事務	H26.4.1
54				10	国民保護法に基づく安否情報提供事務	H26.4.9
55				11	被災者生活再建支援事業	H27.3.10
56				12	交通事故共済に関すること	H19.8.1
57				13	交通事故相談に関すること	H19.8.1
58				14	防犯に関すること	H24.3.23
59			市民課	1	住民基本台帳に基づく住民に関する記録事務	H16.4.1
60				2	印鑑登録に関する事務	H16.4.1
61				3	船員手帳に関する事務	H16.4.1
62				4	身分証明に関すること	H16.4.1
63				5	埋火葬等の許可に係る事務	H16.4.1
64				6	行政相談に関すること	H16.4.1
65				7	人権相談に関すること	H16.4.1

No.	実施機関	部名	課名	No.	個人情報取扱届出事務	登録年月日	
66	市民部			8	結婚相談に関すること	H16.4.1	
67				9	区長に関すること	H16.4.1	
68				10	地縁団体による団体の許可に関すること	H16.4.1	
69				11	戸籍管理編製事務	H19.4.1	
70				12	犯歴事務	H19.4.1	
71				13	国民年金被保険者の資格事務	H16.4.1	
72				14	国民年金保険料の免除等	H16.4.1	
73				15	国民年金に関する事務	H19.8.1	
74				16	各種年金の現況届に関する事務	H19.8.1	
75				17	自動車の臨時運行許可に関する事務	H19.8.1	
76				18	NPO、地域ボランティアに関すること	H19.8.1	
77				19	人口動態に関する事務	H19.8.1	
78				20	成年被後見人名簿、被保佐人名簿及び破産者名簿に関する事務	H19.8.1	
79				21	相続税法第58条の報告に関する事務	H19.8.1	
80				22	福祉年金に関する事務	H19.8.1	
81				23	在留関係事務	H27.3.17	
82				24	市民が誇れる市の顔づくり関連事業補助金	H16.4.1	
83				税務課	1	市民税賦課事務	H16.4.1
84					2	税務証明等に関する事務(納税証明を除く)	H16.4.1
85					3	固定資産税の評価及び価格の決定並びに賦課事務	H16.4.1
86					4	軽自動車税の賦課事務	H16.4.1
87					5	市税等の異議申立対応事務	H16.4.1
88					6	住家被害認定調査事務	H26.4.1
89					7	市税の納税・徴収事務	H16.4.1
90					8	市納税組合補助金交付事務	H16.4.1
91					9	市税の納税証明事務	H16.4.1
92					10	市税等徴収補助員に関する事務	H24.10.1
93					11	市税等徴収指導員に関する事務	H27.4.1
94				天羽行政センター	1	天羽行政センター敷地借上げに関する事務	H16.4.1
95				環境保全課	1	住民健康調査事務	H16.4.1
96					2	地下水汚染調査事務	H16.4.1
97					3	こどもエコクラブ事業	H16.4.1
98					4	地下水揚水量報告事務	H16.4.1
99					5	環境審議会事務	H16.4.1
100					6	公害苦情事務	H16.4.1
101					7	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業に関する事務	H25.3.15
102					8	改葬許可申請書	H16.4.1
103					9	火葬場使用申請書	H16.4.1
104					10	犬登録関係事務	H16.4.1
105					11	浄化槽概要書	H16.4.1
106					12	土砂等による埋立てに関する事務	H16.4.1
107					13	不法投棄監視員関係	H16.4.1
108					14	浄化槽設置整備事業補助金関係	H16.4.1
109					15	富津市廃棄物減量等推進審議会	H16.4.1
110					16	環境衛生関係苦情処理事務	H16.4.1
111					17	直接搬入者受付表	H18.4.1
112				18	環境センター水道施設敷地借上げに関する事務	H18.4.1	
113				19	粗大ごみ戸別収集予約表	H18.4.1	
114				20	し尿収集運搬業の許可事務	H19.8.1	
115				21	一般廃棄物収集運搬業許可事務	H19.8.1	
116				22	公害の被害調査事務	H19.8.1	
117				23	鳥獣の飼養登録及び販売禁止鳥獣等の販売許可に関する事務	H16.4.1	
118				社会福祉課	1	日赤救援物資等配分事務	H16.4.1
119					2	保護司会に関する事務	H16.4.1
120					3	特別弔慰金に関する事務	H16.4.1
121					4	民生児童委員に関すること	H16.4.1
122					5	重度心身障害者医療費助成事業	H16.4.1
123					6	精神障害者医療費給付に関する事務	H16.4.1
124					7	特別障害者手当支給事務	H16.4.1
125					8	障害児福祉手当支給事務	H16.4.1
126					9	経過的福祉手当支給に関する事務	H16.4.1
127					10	在宅重度知的障害者・ねたきり身体障害者福祉手当支給事務	H16.4.1
128					11	心身障害者扶養年金に関する事務	H16.4.1
129					12	富津市知的障害者生活ホームに関する事務	H16.4.1
130					13	身体障害者福祉法・児童福祉法(障害児)に関する事務	H16.4.1
131					14	知的障害者福祉法・児童福祉法(障害児)に関する事務	H16.4.1
132					15	特別児童扶養手当に関する事務(県事業經由事務)	H16.4.1
133					16	生活保護事務	H16.4.1
134					17	障害者介護給付等認定審査会に関する事務	H19.8.1

No.	実施機関	部名	課名	No.	個人情報取扱届出事務	登録年月日	
135		健康福祉部		18	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務(自立支援医療)	H19.8.1	
136				19	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務(障害福祉サービス)	H19.8.1	
137				20	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務(地域生活支援事業)	H19.8.1	
138				21	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務(身体障害児者補装具交付等)	H19.8.1	
139				22	要援護者地域見守り台帳	H20.10.1	
140				23	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関する事務	H26.3.28	
141				24	発達障害者支援法に関する事務	H26.3.28	
142				25	児童福祉法に関する事務(障害児通所サービス)	H26.3.28	
143				26	障害者虐待・障害者の養護者に対する支援等に関する事務	H26.3.28	
144				27	富津市障害者総合支援協議会に関する事務	H26.4.1	
145				28	臨時福祉給付事業	H26.6.2	
146				29	生活困窮者に関する事務	H27.4.1	
147				子育て支援課	1	児童扶養手当支給事業	H16.4.1
148					2	児童手当支給事業	H16.4.1
149					3	ひとり親家庭等医療費等の助成に関する事務	H16.4.1
150					4	養育医療の費用の支給に関する事務	H25.4.1
151					5	助産施設及び母子生活支援施設入所に関する事務	H16.4.1
152					6	特定教育・保育施設入所及び保育料賦課徴収事務	H16.4.1
153					7	保育所入所児童等状況把握事務	H16.4.1
154					8	家庭相談事務	H16.4.1
155					9	母子・父子自立支援相談事務	H16.4.1
156					10	子ども医療費の助成に関する事務	H22.4.1
157					11	子ども手当支給事務	H22.4.1
158					12	チャイルドシート貸付業務	H28.3.10
159					13	ひとり親家庭等高等職業訓練促進給付金支給事業	H28.4.1
160					14	放課後児童健全育成事業	H29.4.1
161				15	ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付事業	H29.4.1	
162				介護福祉課	1	介護保険要介護等認定事務	H16.4.1
163					2	介護保険被保険者資格管理事務	H16.4.1
164					3	介護保険料賦課徴収管理事務	H16.4.1
165					4	介護保険給付費管理事務	H16.4.1
166					5	障害者控除対象者認定事務	H21.11.18
167					6	高齢者紙おむつ給付に関する事務	H16.4.1
168					7	長寿者祝品(祝金)の贈呈に関する事務	H16.4.1
169					8	老人ホーム入所等に関する事務	H16.4.1
170					9	介護認定審査会に関する事務	H19.8.1
171					10	富津市老人クラブ事業に対する補助金交付事務	H19.8.1
172					11	総合相談(福祉、保健、医療、介護保険等)に関する事務	H19.8.1
173					12	介護予防ケアマネジメントに関する事務	H19.8.1
174					13	権利擁護に関する事務	H19.8.1
175				14	家族介護支援事業に関する事務	H25.3.15	
176				健康づくり課	1	妊娠届出と母子健康手帳交付事務	H16.4.1
177					2	乳児訪問・妊産婦訪問指導	H16.4.1
178					3	乳幼児健康相談	H16.4.1
179					4	乳児教室	H16.4.1
180					5	乳幼児健康診査	H16.4.1
181					6	健康相談	H16.4.1
182					7	栄養相談指導事務	H16.4.1
183					8	食生活改善地区組織の活動にかかる事務	H16.4.1
184					9	健康増進事業に関する事務	H18.2.20
185					10	予防接種事務	H16.4.1
186					11	がん(結核検診含む)検診事務	H16.4.1
187					12	感染症予防事務	H16.4.1
188					13	富津市健康づくり推進協議会	H16.4.1
189					14	予防接種健康被害調査委員会	H16.4.1
190					15	富津市献血推進協議会	H25.3.14
191				16	富津市自殺対策推進協議会	H25.3.14	
192				17	特定健康診査事務	H20.4.1	
193				18	特定保健指導事務	H20.4.1	
194				19	特定不妊治療費助成事務	H29.4.1	
195				国民健康保険課	1	国民健康保険税課税事務	H16.4.1
196					2	国民健康保険被保険者資格管理	H16.4.1
197					3	富津市国民健康保険及び老人保健に係る診療報酬明細書の点検	H16.4.1
198					4	高額療養費給付事務	H16.4.1
199					5	高額療養費貸付事務	H16.4.1
200					6	短期人間ドッグ助成金給付事務	H16.4.1
201					7	出産育児一時金給付事務	H16.4.1

No.	実施機関	部名	課名	No.	個人情報取扱届出事務	登録年月日	
202				8	国民健康保険出産費資金貸付事務	H16.4.1	
203				9	老人医療受給資格管理	H16.4.1	
204				10	老人保健高額医療費給付事務	H16.4.1	
205				11	老人保健高額医療費貸付事務	H16.4.1	
206				12	国民健康保険運営協議会の運営事務	H16.4.1	
207				13	第三者行為求償事務	H16.4.1	
208				14	葬祭費支給事務	H16.4.1	
209				15	後期高齢者医療保険料徴収事務	H20.4.1	
210				16	後期高齢者医療保険料に係る申告書受付事務	H20.4.1	
211				17	後期高齢者医療保険料算定基礎情報提供事務	H20.4.1	
212				18	後期高齢者医療被保険者資格管理基礎データ提供事務	H20.4.1	
213				19	後期高齢者医療被保険者資格得喪届出受付事務	H20.4.1	
214				20	後期高齢者医療被保険者葬祭費支給申請書受付事務	H20.4.1	
215				21	後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書及び後期高齢者医療保険料減免申請書の受付事務並びに後期高齢者医療保険料徴収猶予及び後期高齢者医療保険料減免申請に係る処分通知書の引渡し事務	H20.4.1	
216				22	後期高齢者医療第三者行為求償関係書類受付事務	H20.4.1	
217				23	後期高齢者医療高額療養費給付等申請書受付事務	H20.4.1	
218				24	後期高齢者医療被保険者健康診査事務	H20.4.1	
219				都市政策課	1	屋外広告物許可申請に関する事務	H16.4.1
220					2	開発行為に関する事務	H16.4.1
221					3	公有地拡大推進関係事務	H16.4.1
222					4	国土利用計画法に基づく土地に関する届出事務	H16.4.1
223					5	生産緑地地区認定事務	H16.4.1
224					6	地区計画の区域内における行為の届出	H16.4.1
225					7	都市計画施設の区域等に係る建築許可	H16.4.1
226					8	都市公園、市立公園の占使用に関する事務	H24.10.1
227					9	都市公園使用料減免に係る事務	H16.4.1
228					10	公共施設予約システム利用者登録申請に係る事務	H26.1.7
229					11	優良宅地造成認定に関する事務	H16.4.1
230					12	建築確認申請事務	H16.4.1
231					13	がけ地近接危険住宅移転事業	H16.4.1
232					14	優良住宅認定事務	H18.4.1
233					15	住宅建設資金利子補給事業事務	H18.4.1
234					16	地区計画区域内の建築物に関する制限に係る許可事務	H18.4.1
235					17	駐車場法及びバリアフリー新法に定める路外駐車場の届出	H19.4.1
236					18	都市計画の決定、変更の手続きに関する事務	H19.8.1
237					19	木造住宅耐震診断事業(申請者)	H19.8.1
238					20	木造住宅耐震診断事業(耐震診断士)	H19.8.1
239					21	耐震改修促進業務	H21.9.18
240					22	木造住宅耐震改修事業(申請者・建築士)	H24.4.1
241					23	市営住宅管理事務	H16.4.1
242					24	空家政策に関する事務	H29.3.6
243					25	地籍調査事務	H16.4.1
244				建設課	1	認定市道、準用河川等の管理及び占使用に関する事務	H16.4.1
245					2	法定外財産の管理及び占使用に関する事務	H16.4.1
246					3	市道用地の取得に関する事務	H24.2.8
247					4	公共用財産管理事務	H16.4.1
248					5	公共土木用地の取得に関する事務	H16.4.1
249					6	道路改良事業に関する用地買収事務	H16.4.1
250					7	公共土木事業施行に伴う登記に関すること	H19.8.1
251					8	公共土木事業施行に伴う補償に関すること	H19.8.1
252				農林水産課	1	地すべり防止区域の形質変更申請進達事務	H16.4.1
253					2	治山事業に係る事務	H16.4.1
254					3	農道開設に伴う計画及び用地取得及び補償に関する事務	H16.4.1
255					4	伐採届事務	H16.4.1
256					5	林道開設に伴う計画及び用地取得及び補償に関する事務	H16.4.1
257					6	保安林関係事務	H16.4.1
258					7	市内畜産振興事業に関する事務	H16.4.1
259					8	日本型直接支払制度に関する事務	H16.4.1
260					9	経営所得安定対策に関する事務	H16.4.1
261					10	農業経営改善計画の審査事務	H16.4.1
262					11	農業制度資金事務	H16.4.1
263					12	農用地区域より除外編入事務	H16.4.1
264					13	農用地利用集積計画の作成事務	H16.4.1
265					14	土地改良事業施行申請書の進達に関する事務	H16.4.1
266					15	富津市環境にやさしい農業認証制度に関する事務	H19.8.1
267					16	有害鳥獣被害防止対策事業に関する事務	H19.8.1
268					17	耕作放棄地再生利用交付金の交付審査事務	H22.3.1
269				18	漁業近代化資金利子補給事業補助金交付事務	H16.4.1	
270				19	富津市漁港管理事務	H16.4.1	

No.	実施機関	部名	課名	No.	個人情報取扱届出事務	登録年月日
271				20	漁港区域内における占用料等の徴収事務	H16.4.1
272				21	漁業免許申請に関する事務	H19.8.1
273				22	新規漁業者確保定着支援事業(漁業師弟制度)費補助金交付事務(指導漁業者)	H20.4.1
274				23	新規漁業者確保定着支援事業(漁業師弟制度)費補助金交付事務(新規漁業者)	H20.4.1
275				24	海難事故報告書の審査事務	H20.4.1
276				25	富津市漁業災害対策利子補給事業	H23.7.14
277				26	農地中間管理事業に関する事務	H26.4.1
278				27	森林所有者届出制度に関する事務	H26.4.1
279				28	特用林産物に関する事務	H26.4.1
280				29	農地・農業用施設災害復旧事業に関する事務	H26.4.1
281				30	農業次世代人材投資資金事業	H27.3.17
282		商工観光課		1	富津市温泉供給事業会計使用料賦課徴収事務	H16.4.1
283				2	海水浴場等における水難事故発生報告事務	H16.4.1
284				3	富津市民の森キャンプ場管理事務	H16.4.1
285				4	消費者からの消費生活相談事務	H19.8.1
286				5	埋立てに伴う漁業転業に関する事務	H19.8.1
287		会計課		1	出納事務	H16.4.1
288			業務課	1	使用水量等認定事務	H16.4.1
289				2	水道料金徴収事務	H16.4.1
290				3	下水道料金等賦課徴収事務	H16.4.1
291				4	納入組合管理事務	H16.4.1
292				5	水道料金口座振替取扱事務	H16.4.1
293				6	給水の開閉栓事務	H16.4.1
294				7	指定給水装置工事事業者の認可事務	H16.4.1
295				8	主任技術者の登録事務	H16.4.1
296				9	水道審議会の事務	H16.4.1
297				10	水道施設用地貸借事務	H14.4.1
298			工務課	1	給水装置工事に係る事務	H16.4.1
299				2	水道管管網及び給水加入状況管理事務(マッピングシステム)	H16.4.1
300				3	給水(使用者・水栓)台帳管理事務	H16.4.1
301				4	水道施設用地借上事務	H16.4.1
302	議会	議会事務局		1	議会傍聴人受付簿	H13.10.1
303				2	議員履歴に関する事務	H16.5.17
304				3	要望、要請	H16.8.3
305				4	請願、陳情	H19.8.1
306	農業委員会	農業委員会事務		1	農業者年金に関する事務	H16.4.1
307				2	農地移動調整及び転用に関すること	H16.4.1
308				3	農業経営等の調査に関すること	H16.4.1
309				4	国有農地等の管理に関すること	H16.4.1
310				5	農業委員に関する事務	H16.4.1
311				6	農地の訴訟、調停、あっせん等に関すること	H16.4.1
312				7	小作地及び小作料に関すること	H16.4.1
313				8	農地等の諸証明に関すること	H16.4.1
314	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局		1	検察審査員候補者及び予定者の選定に関する事務	H16.4.1
315				2	選挙啓発用ポスター・標語の募集に関する事務	H16.4.1
316				3	立候補の届出に係る事務	H16.4.1
317				4	選挙人名簿の登録及び抹消に関する事務	H16.4.1
318				5	選挙管理委員会委員に関する事務	H16.4.1
319				6	富津市明るい選挙推進協議会委員に関する事務	H16.4.1
320				7	選挙公報の配布に関する事務	H16.4.1
321				8	裁判員候補者の選定に関する事務	H20.9.20
322	監査委員	監査委員事務局		1	地方自治法第242条に基づく住民監査請求に係る事務	H16.4.1
323				2	監査委員選任事務	H16.4.1
324	消防長		総務予防課	1	救急搬送証明事務	H16.4.1
325				2	消防用地賃貸借契約事務	H16.4.1
326				3	消防長の表彰に係る事務	H16.4.1
327				4	消防委員会に係る事務	H16.4.1
328				5	防火管理者資格付与事務	H16.4.1
329				6	建築確認申請消防同意事務	H16.4.1
330				7	火災原因損害調査事務	H16.4.1
331				8	り災証明及びり災届出証明事務	H16.4.1
332				9	住宅用火災警報器設置率調査	H21.11.1
333				10	祭礼・イベント等の行事関係者への火災予防指導	H25.9.24
334			消防署	1	ひとり暮らし老人世帯緊急救助通報システム	H16.4.1
335				2	火災とまざらわしい煙又は火災を発生する恐れのある行為等の届出業務	H16.4.1
336				3	救助出動報告事務	H16.4.1
337				4	救急救命処置録	H23.4.1
338				5	応急手当講習会事務	H16.4.1
339				6	救急活動記録表	H16.4.1
340				7	消防水利の維持管理に関する事務	H16.4.1
341				8	火災等出動報告事務	H16.4.1

No.	実施機関	部名	課名	No.	個人情報取扱届出事務	登録年月日		
342				9	空家及び空地の枯草調査に関する事務	H16.4.1		
343				10	祭礼・イベント等の行事関係者への火災予防指導	H25.9.24		
344				11	火災原因損害調査事務	H26.4.14		
345	教育委員会	教育総務課		1	教育委員会委員に関する事務	H16.4.1		
346				2	寄附採納に関する事務	H16.4.1		
347				3	教育財産の借上げに関する事務	H16.4.1		
348				4	教育委員会表彰に関する事務	H16.4.1		
349				5	育英資金貸与等に関する事務	H16.4.1		
350				学校教育課		1	私立幼稚園就園奨励費補助金交付事務	H16.4.1
351						2	児童生徒結核健康診断に係る事務	H16.4.1
352						3	学齢簿に関する事務	H16.4.1
353						4	教育支援委員会事務	H16.4.1
354						5	特別支援教育就学奨励費交付	H16.4.1
355						6	準要保護児童生徒の認定	H16.4.1
356						7	児童生徒の転出入に係る事務	H16.4.1
357						8	児童生徒の区域外就学に係る事務	H16.4.1
358						9	学校等の管理下における事故に伴う医療費請求事務	H16.4.1
359						10	児童生徒の学籍及び指導に関する事務	H16.4.1
360						11	名簿に係る事務	H16.4.1
361						12	出席簿に係る事務	H16.4.1
362						13	児童生徒の卒業に係る事務	H16.4.1
363						14	児童生徒の健康管理事務	H16.4.1
364						15	学校体育関係事務	H16.4.1
365		16	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に係る事務			H19.8.1		
366		17	教育相談・適応教室関係事務			H16.4.1		
367		18	長欠報告書関係事務			H16.4.1		
368		19	特別支援教育関係事務			H28.4.1		
369		20	給食費賦課徴収事務			H16.4.1		
370		生涯学習課		1	富津市人材バンク「まちの先生」に関する事務	H16.4.1		
371				2	16mm映写機の操作に係る事務	H16.4.1		
372				3	青少年相談員に関する事務	H16.4.1		
373				4	富津市社会教育委員に関する事務	H16.4.1		
374				5	富津市家庭教育指導員設置事務	H19.8.1		
375				6	富津市社会教育指導員設置事務	H16.4.1		
376				7	青少年問題協議会に関する事務	H16.4.1		
377				8	図書館の貸出登録申込事務	H16.4.1		
378				9	富津市文化財審議会委員に関する事務	H19.8.1		
379				10	埋蔵文化財の確認事務	H16.4.1		
380				11	文化財の指定事務	H16.4.1		
381				12	生涯学習バス運行事務	H16.4.1		
382				13	指定文化財の管理事務	H16.4.1		
383				14	文化財の調査及び保護に関する事務	H16.4.1		
384				15	富津市埋蔵文化財発掘調査補助員登録・任用に関する事務	H19.4.1		
385				16	市主催スポーツ行事に係る事務	H16.4.1		
386	17			富津市スポーツ推進委員委嘱事務	H16.4.1			
387	18			富津市スポーツ・レクリエーション推進員委嘱事務	H16.4.1			
388	19			千葉県スポーツリーダーバンク事務	H19.8.1			
389	20			富津市スポーツ少年団事務	H19.8.1			
390	21			学校体育施設開放事務	H19.8.1			
391	22			表彰に関する事務	H22.3.1			
392	公民館		1	公民館主催の学級・講座	H16.4.1			
393			2	図書貸出登録者名簿	H16.4.1			
394			3	公民館使用許可申請書	H16.4.1			
395			4	公民館運営審議会に関する事務	H16.4.1			
396			5	社会教育関係団体(サークル)申請書	H16.4.1			
397			6	成人式典事務	H16.4.1			
398			7	教育財産(市民会館敷地)の賃貸借に関する事務	H16.4.1			
399	土地開発公社	財政課		1	富津市土地開発公社用地の取得に関する事務	H16.4.1		
400				2	富津市土地開発公社関係事務	H16.4.1		
401	固定資産評価審査委員会	総務課		1	富津市固定資産評価審査委員会の運営に関する事務	H19.7.3		

全体の合計 401